

## 住宅災害共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(通 則) 第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、住宅災害共済事業規約（以下「規約」といいます。） <b>第53条</b>（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>	<p>(通 則) 第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、住宅災害共済事業規約（以下「規約」といいます。） <b>第50条</b>（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>
<p>(共済契約の口数) 第3条 この会は、<b>規約第3条（共済契約の型）に定める</b>生命共済、この会の定款第7条（会員の資格）に定める会員（以下「この会の会員」といいます。）が実施する共済制度<b>および</b>住宅災害共済とを組み合わせる募集し、それぞれ共済契約を締結する場合、住宅災害共済契約の口数を任意に組み合わせる実施することができます。</p>	<p>(共済契約の口数) 第3条 この会は、<b>〔挿入〕</b>生命共済<b>と</b>この会の定款第7条（会員の資格）に定める会員（以下「この会の会員」といいます。）が実施する共済制度<b>と</b>住宅災害共済とを組み合わせる募集し、それぞれ共済契約を締結する場合、住宅災害共済契約の口数を任意に組み合わせる実施することができます。</p>
<p>(組合員と同一の世帯に属する者の範囲) 第4条 規約<b>第7条</b>（共済契約者の範囲）に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。</p>	<p>(組合員と同一の世帯に属する者の範囲) 第4条 規約<b>第6条</b>（共済契約者の範囲）に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。</p>
<p>(生計を共にする者の範囲) 第5条 前条、<b>第24条</b>（火災等および風水害等の定義）第1項第4号および第5号、ならびに規約<b>第8条</b>（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>	<p>(生計を共にする者の範囲) 第5条 前条、<b>第27条</b>（火災等および風水害等の定義）第1項第4号および第5号、ならびに規約<b>第7条</b>（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>
<p>(指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第6条 規約<b>第10条</b>（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定</p>	<p>(指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第6条 規約<b>第9条</b>（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定</p>

新条文	旧条文
<p>める「<u>その他細則に定める前3号に準ずると認められる者</u>とは、<u>共済契約者と住居および生計を同一にしている等、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者</u>（以下「<u>日常生活に密接な関係にある者</u>」といいます。）をいいます。</p> <p><u>2. 日常生活に密接な関係にある者を指定代理請求人に指定または変更するにあたっては、共済契約者に配偶者がいないこと、および共済契約者と被共済者が同一人であること等の条件を満たす必要があります。</u></p> <p><u>3. 日常生活に密接な関係にある者として同性パートナー（戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者をいいます。）を指定するにあたっては、前項の条件に加えて指定時において共済契約者と当該同性パートナーが同居していること、および当該同性パートナーに配偶者がいないことの条件を満たす必要があります。</u></p> <p><u>4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない【削除】事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害<u>または</u>重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。【削除】</u></p>	<p>める「<u>この会が前3号に準ずると認めた者</u>」とは、<b>〔挿入〕</b>共済契約者の日常生活に密接な関係にある者<b>〔挿入〕</b>をいいます。</p> <p><b>〔挿入〕</b></p> <p><b>〔挿入〕</b></p> <p><u>2. 規約第9条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に<b>〔挿入〕</b>共済金等を請求できない<b>特別な事情</b>がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害、<u>重度認知症等</u>となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。<u>なお、この会が認めた場合に限り</u>ます。</u></p>
<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第7条 規約<b>第12条</b>（共済契約の申込み）第3項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記</p>	<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第7条 規約<b>第11条</b>（共済契約の申込み）第3項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記</p>

新条文	旧条文
<p>し、かつ署名 <b>〔削除〕</b> のうえこの会に提出するものとします。</p> <p>(1) 共済契約の型</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>	<p>し、かつ署名 <b>押印</b> のうえこの会に提出するものとします。</p> <p>(1) 共済契約の型</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>
<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第8条 規約 <b>第13条</b> (複数契約の禁止) に定める「被共済者1人につき締結することのできる共済契約」とは、生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型、およびこの会の実施することも共済(以下「こども共済」といいます。)事業細則別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型のうちいずれか1つです。なお、生命共済事業規約第3条(特約 <b>等</b> の付帯と共済契約の型)第4項およびこども共済事業規約第3条(特約 <b>等</b> の付帯と共済契約の型) <b>第4項</b> に定める共同引受制度(以下「共同引受制度」といいます。)により共済契約を締結する場合があります。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第8条 規約 <b>第12条</b> (複数契約の禁止) に定める「被共済者1人につき締結することのできる共済契約」とは、生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型、およびこの会の実施することも共済(以下「こども共済」といいます。)事業細則別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型のうちいずれか1つです。なお、生命共済事業規約第3条(特約 <b>〔挿入〕</b> の付帯と共済契約の型)第4項およびこども共済事業規約第3条(特約 <b>〔挿入〕</b> の付帯と共済契約の型) <b>第3項</b> に定める共同引受制度(以下「共同引受制度」といいます。)により共済契約を締結する場合があります。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p><b>〔削除〕</b></p>	<p><u>(共済掛金の口座振替の取扱い)</u></p> <p><u>第9条 共済契約者は、規約第11条(共済契約の申込み)および第17条(共済掛金の払込方法)に定める共済掛金の払い込みについて、共済契約者の指定する金融機関等の口座(以下「指定口座」といいます。)を通じておこなうこと(以下「口座振替」といいます。)ができます。</u></p> <p><u>2. 前項の場合には、次の各号のいずれも満たさなければなりません。</u></p> <p><u>(1) 指定口座が、この会またはこの会の会員と共済掛金の</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること</u></p> <p><u>（2） 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会またはこの会の会員の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること</u></p> <p><u>3. 初回掛金を口座振替により払い込む場合において、初回掛金は、規約第11条（共済契約の申込み）第2項の規定にかかわらず、この会およびこの会の会員の定める日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。）に指定口座から共済掛金相当額をこの会またはこの会の会員の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。</u></p> <p><u>4. 前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みができなかった場合、当該振替日の翌日から1ヵ月以内に、払い込みできなかった共済掛金を翌月払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</u></p> <p><u>5. 前項の規定にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯したときは、払い込みできなかった共済掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、第3項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</u></p> <p><u>6. 前2項の場合には、指定口座から振り替えがされたときに、共済掛金の払い込みがあったものとします。ただし、指定口座から初回掛金の振り替えができなかった場合に</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>は、当該共済契約の申し込みはなかったものとして取扱います。</u></p> <p><u>7. 第2回目以降の共済掛金の振替日は、発効日の各月当日の前日の属する月中のいずれかの日とします。</u></p> <p><u>8. 同一の指定口座から2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。以下この条において同じです。）の共済掛金を振り替える場合には、この会またはこの会の会員は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えることができるものとします。このとき、共済契約者はこの会またはこの会の会員に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約の共済掛金の振り替えを指定できません。</u></p> <p><u>9. 同一の指定口座から共済契約の共済掛金とこの会の会員が実施する共済事業以外の事業に関する代金（以下「代金」といいます。）を振り替える場合には、この会の会員は、共済契約の共済掛金と代金を合算した金額を振り替えることができるものとします。このとき、共済契約者はこの会の会員に対して、共済契約の共済掛金または代金のいずれかの振り替えを指定できません。</u></p> <p><u>10. 月払の場合の第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、規約第18条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金があったときには、第7項に規定する振替日に当該未払込共済掛金を含めた合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払い込みがされなかったものとみなします。</u></p> <p><u>11. 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預けておかなければなりません。</u></p> <p><u>12. この会は、口座振替によって払い込む共済掛金について、</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。</u></p> <p><u>13. この会、この会の会員および取扱金融機関等の事情により、この会は、将来にむかって振替日、取扱金融機関等および口座振替の方法を変更することができます。この場合において、この会およびこの会の会員は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。</u></p>
<p><b>〔削除〕</b></p>	<p><u>(共済掛金のクレジットカード払の取扱い)</u></p> <p><u>第10条 共済契約者は、規約第11条（共済契約の申込み）および第17条（共済掛金の払込方法）に定める共済掛金の払い込みについて、クレジットカードの名義人の同意を得て、この会に対して申込みをおこない、かつこの会が承諾したときは、前条に定める口座振替に代えてクレジットカードによりおこなうこと（以下「クレジットカード払」といいます。）ができます。</u></p> <p><u>2. 前項のクレジットカード払は、この会の会員がクレジットカード払を取扱っている場合に限りおこなうことができます。また、使用できるクレジットカードは、この会が指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）が発行するカードに限ります。</u></p> <p><u>3. 共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、この会がカード会社に、当該クレジットカードが有効であり、かつ共済掛金が当該クレジットカードの利用限度額内であること等（以下「当該クレジットカードの有効性等」といいます。）を確認したときは、次の各号に定める日のうち、この会が当該クレジットカードの有効性等を確認した日以後最初に到来する日に、共済掛金の払い込みがあったものとみなします。</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>(1) 初回掛金の場合は、前条第3項に定める振替日</u></p> <p><u>(2) 第2回目以降の共済掛金の場合は、前条第7項に定める振替日</u></p> <p><u>4. 共済掛金の払い込みにあたり当該クレジットカードの有効性等を確認できない場合、共済契約者は、当該クレジットカードを他の第2項に定めるカードに変更するか、または共済掛金の払込方法を前条に定める口座振替に変更することを要します。</u></p> <p><u>5. 同一のクレジットカードにより2つ以上の共済契約(この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、この会に対してその払い込みの順序を指定できません。</u></p> <p><u>6. この会が当該クレジットカードの有効性等を確認した後も、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金の払い込みについて第3項の規定を適用しません。</u></p> <p><u>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u></p> <p><u>(2) 当該クレジットカードの名義人がカード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</u></p> <p><u>この場合、この会は、共済契約者に共済掛金を直接請求できるものとしします。</u></p> <p><u>7. カード会社がクレジットカードによる共済掛金払い込みの取扱いを停止した場合、共済契約者は、クレジットカードを他の第2項に定めるカードに変更するか、または共済掛金の払込方法を前条に定める口座振替に変更することを要します。</u></p> <p><u>8. この会は、クレジットカードにより払い込む共済掛金について、共済掛金領収書を発行しません。</u></p>

新条文	旧条文
<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)</p> <p><u>第9条</u> 共済契約者は、<u>規約第12条 (共済契約の申込み) 第2項</u> および<u>第18条 (共済掛金の払込方法および払込期日) 第2項</u>に定める「<u>第20条 (共済掛金の払込経路) に定める払込経路、またはこの会が指定する場所</u>」に【削除】予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、<u>規約第21条 (共済掛金の口座振替) 第4項、第6項および第7項、ならびに規約第57条 (共済掛金の払込み) 第2項および第58条 (特則の消滅) 第2項</u>の規定にかかわらず、この会が指定する払込票<u>またはクレジットカード</u>等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応して<u>おり、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による</u>場合に限りします。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約<u>第12条 (共済契約の申込み) 第2項</u>に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>規約第21条 (共済掛金の口座振替) 第2項</u>に定める<u>初回掛金の振替日</u>に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目<u>以後</u>の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p>	<p>(共済掛金【挿入】の払込票扱い)</p> <p><u>第11条</u> 共済契約者は、<u>第9条 (共済掛金の口座振替の取扱い)</u>に定める口座振替、または前条に定めるクレジットカード払によって予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、<u>第9条 (共済掛金の口座振替の取扱い) 第4項、第5項、第8項、第9項および第10項、ならびに前条第4項、第5項および第7項</u>の規定にかかわらず、この会が指定する払込票【挿入】等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応して<u>いる</u>場合に限りします。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約<u>第11条 (共済契約の申込み) 【挿入】</u>に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>第9条 (共済掛金の口座振替の取扱い) 第3項</u>または<u>前条第3項第1号</u>に定める【挿入】振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目<u>以降</u>の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 支払期限は、規約第19条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>規約第21条（共済掛金の口座振替）第2項</u>に定める<u>第2回目以後の共済掛金の振替日</u>に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>4. この会は、<u>払込票扱いの共済掛金</u>について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。</p>	<p>(1) 支払期限は、規約第18条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>第9条（共済掛金の口座振替の取扱い）第7項</u>または<u>前条第3項第2号</u>に定める<u>【挿入】振替日</u>に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>4. この会は、<u>払込票等によって払い込む共済掛金</u>について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。</p>
<p>(指定発効日)</p> <p><u>第10条</u> 規約第16条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、<u>この会は</u>、共済契約者の了承を<u>得て</u>、共済契約の申込日の翌日以降の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。</p> <p>2. 前項の場合、共済契約者は、<u>【削除】</u>指定発効日の前日までに初回掛金を払い込まなければなりません。また、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなし、かつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。</p>	<p>(指定発効日)</p> <p><u>第12条</u> 規約第15条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、<u>この会が特に認めた場合、この会の会員は</u>、共済契約者の了承を<u>得ることを前提に</u>共済契約の申込日の翌日以降の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。</p> <p>2. 前項の場合、共済契約者は、<u>その</u>指定発効日の前日までに初回掛金を払い込まなければなりません。また、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなし、かつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。</p>
<p>(統一満了日の設定)</p> <p><u>第11条</u> 規約第4条（共済期間）第2項の規定により、<u>この会は</u>、この共済を実施するにあたって、<u>【削除】</u>払込方法ごとに統一満了日を設定して実施することができます。この場合の各共済契約の共済期間は、発効日から統一満了日までの期間です。ただし、3ヵ月未満の短期契約はできません。</p>	<p>(統一満了日の設定)</p> <p><u>第13条</u> 規約第3条（共済期間）第2項の規定により、<u>この会の会員は</u>、この共済を実施するにあたって、<u>この会の承認を得たうえで</u>払込方法ごとに統一満了日を設定して実施することができます。この場合の各共済契約の共済期間は、発効日から統一満了日までの期間です。ただし、3ヵ月未</p>

新条文	旧条文
<p>〔以下略〕</p>	<p>満の短期契約はできません。 〔以下略〕</p>
<p>(中途変更の変更日)</p> <p><b>第12条</b> 規約<b>第17条</b> (共済契約の型の中途変更) 第2項における「<u>細則に定める日</u>」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生するものとします。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、<b>規約第21条 (共済掛金の口座振替) 第2項</b>に定める<b>第2回目以後の共済掛金の振替日</b>に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の振り替えができず、規約<b>第19条</b> (共済掛金の払込猶予期間) に定める猶予期間内に共済掛金の払い込みがされたときには、<b>規約第21条 (共済掛金の口座振替) 第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日</b>に共済掛金の払い込みがあったものとみなし、前項を適用します。</p>	<p>(中途変更の変更日)</p> <p><b>第14条</b> 規約<b>第16条</b> (共済契約の型の中途変更) 第2項における「<u>この会の定める日</u>」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生するものとします。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、<b>第9条 (共済掛金の口座振替の取扱い) 第7項</b>に定める<b>〔挿入〕振替日</b>に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の振り替えができず、規約<b>第18条</b> (共済掛金の払込猶予期間) に定める猶予期間内に共済掛金の払い込みがされたときには、<b>当初の振替日</b>に共済掛金の払い込みがあったものとみなし、前項を適用します。</p>
<p>(被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い)</p> <p><b>第13条</b> 規約<b>第15条</b> (共済契約の更新および更改) の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新年齢の範囲外である場合には、共済契約者は共済契約を更新できません。</p>	<p>(被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い)</p> <p><b>第15条</b> 規約<b>第14条</b> (共済契約の更新および更改) の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新年齢の範囲外である場合には、共済契約者は共済契約を更新できません。</p>
<p>(更改契約の取扱い)</p> <p><b>第14条</b> この会は、共済期間の満了日の翌日において、被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができない場合、満了する共済契約と同一内</p>	<p>(更改契約の取扱い)</p> <p><b>第16条</b> この会は、共済期間の満了日の翌日において、被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができない場合、満了する共済契約と同一内</p>

新条文	旧条文
<p>容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更改の申込みがあったものとみなし、満了する共済契約（当該共済契約に、更新前または更改前の契約もしくは次条に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の効力がはじめて発生した日の年応当日に更改することができます。</p>	<p>容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、規約第14条（共済契約の更新および更改）に定める更改の申込みがあったものとみなし、満了する共済契約（当該共済契約に、更新前または更改前の契約もしくは次条に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の効力がはじめて発生した日の年応当日に更改することができます。</p>
<p>（移行契約）  <b>第15条</b> 【中略】  4. <u>共済契約者は、移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第19条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</u>  【中略】  7. この会は、移行契約において、規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>	<p>（移行契約）  <b>第17条</b> 【中略】  4. <u>【挿入】移行契約の初回掛金は、移行契約の発効日の前日までに払い込まなければなりません。ただし、この会が特に必要と認める場合は、規約第17条（共済掛金の払込方法【挿入】）第4項および第18条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</u>  【中略】  7. この会は、移行契約において、規約第14条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>
<p>【削除】</p>	<p><u>（共済契約の存続を不相当と認める場合）</u>  <b>第18条</b> <u>規約第25条（重大事由による共済契約の解除）第1項第5号に定める「存続を不相当と認めたとき」とは次の各号のとおりです。</u>  <u>（1）共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金（共済種目または保険種目を問いません。以下同様です。）を取得する目的で、共済事故または保険事故を発生させる行為をおこなったとき</u>  <u>（2）共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>共済金または保険金の請求行為について詐欺行為をおこなったとき</u>  <u>(3) その他、規約第25条(重大事由による共済契約の解除)第1項および前2号に掲げる事由と同等の重大な事由があり、この会が実施する共済事業の目的である、相互扶助によるこの会の会員の組合員の共済を図ることの趣旨に照らし、著しく妥当性を欠くと認めたとき</u></p>
<p>(その他の反社会的勢力の定義)  <b>第16条</b> 規約<b>第15条</b>(共済契約の更新および更改)第4項第3号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。</p>	<p>(その他の反社会的勢力の定義)  <b>第19条</b> 規約<b>第14条</b>(共済契約の更新および更改)第4項第3号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。</p>
<p>(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)  <b>第17条</b> 規約<b>第33条</b>(共済契約による権利義務の承継)<b>第3項</b>に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないとき<b>または</b>共済契約者になることができないときをいいます。</p>	<p>(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)  <b>第20条</b> 規約<b>第30条</b>(共済契約による権利義務の承継)<b>第2項</b>に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないとき<b>および</b>共済契約者になることができないときをいいます。</p>
<p>(共済契約の終了にともなう共済掛金の返還)  <b>第18条</b> この会は、規約<b>第32条</b>(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返還)により返還する共済掛金を<b>規約第21条(共済掛金の口座振替)第1項第1号に定める指定口座</b>に支払うことができます。</p>	<p>(共済契約の終了にともなう共済掛金の返還)  <b>第21条</b> この会は、規約<b>第29条</b>(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返還)により返還する共済掛金を<b>共済掛金振替口座</b>に支払うことができます。</p>
<p>(共済金請求時の提出書類)  <b>第19条</b> 規約<b>第41条</b>(共済金の支払い請求)に定める「<u>細則に定める提出書類</u>」とは次の各号のとおりです。  (1) 罹災証明書</p>	<p>(共済金請求時の提出書類)  <b>第22条</b> 規約<b>第38条</b>(共済金の支払い請求)に<b>もつづく提出書類は、この会所定の共済金請求書</b>と次の各号のとおりです。  (1) 罹災証明書</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 修理見積書</p> <p>2. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人、および同第6項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合は、前項に定める書類に加えて次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第6条（指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第4項に定める事情があることを示す書類（診断書等）</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人に、成年後見人等が登記されていないことの証明書</p> <p>(3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）</p> <p>(4) 指定代理請求人に、規約第10条（共済金受取人の代理人）第6項第1号に定める事情があることを示す書類（住民票、診断書等）</p> <p>(5) 代理請求人の印鑑登録証明書</p> <p>(6) この会所定の念書</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(2) 修理見積書</p> <p>2. 規約第9条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人、および同第6項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合は、前項に定める書類に加えて次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第6条（指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第2項に定める事情があることを示す書類（診断書等）</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人に、成年後見人等が登記されていないことの証明書</p> <p>(3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）</p> <p>(4) 指定代理請求人に、規約第9条（共済金受取人の代理人）第6項第1号に定める事情があることを示す書類（住民票、診断書等）</p> <p>(5) 代理請求人の印鑑登録証明書</p> <p>(6) この会所定の念書</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済金の支払方法)</p> <p>第20条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第6項および第42条（共済金の支払い）第1項に定める「<u>細則に定める方法</u>」とは、この会の事務所にて支払う方法またはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方法とします。ただし、この会の会員との共同引受制度を実施する場合には、当該会員の本部にて支払う方法とすること</p>	<p>(共済金の支払方法)</p> <p>第23条 規約第9条（共済金受取人の代理人）第2項、第6項および第39条（共済金の支払い）第1項に定める「<u>この会の指定する場所</u>」は、この会の事務所〔挿入〕とします。ただし、この会の会員との共同引受制度を実施する場合には、当該会員の本部を指定することができます。</p>

新条文	旧条文
<p>ができます。</p> <p><u>2. 前項の規定によりこの会が指定する金融機関等の口座に共済金を振り込む場合、振込先は共済金受取人の名義の口座とします。ただし、規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会の了承を得たときは、指定代理請求人の名義の口座を指定することができます。なお、規約第21条（共済掛金の口座振替）に定める口座振替により共済掛金を払い込んでいる場合、共済金受取人または代理人は、同第1項第1号に定める指定口座を指定することができます。</u></p>	<p><u>2. 規約第9条（共済金受取人の代理人）第1項または第6項に定める代理人が共済金を請求する場合、代理人は、共済金受取人の名義の金融機関等の口座を共済金受取口座として指定するものとします。ただし、規約第9条（共済金受取人の代理人）第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会が特に認めるときは、指定代理請求人の名義の金融機関等の口座を指定できます。</u></p>
<p>(代理人の共済金請求に関する決定通知)</p> <p><u>第21条</u> 規約<u>第10条</u>（共済金受取人の代理人）第1項および第6項の規定により、代理人から共済金の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。</p>	<p>(代理人の共済金請求に関する決定通知)</p> <p><u>第24条</u> 規約<u>第9条</u>（共済金受取人の代理人）第1項および第6項の規定により、代理人から共済金の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。</p>
<p>(共済金受取人が複数いる場合の取扱い)</p> <p><u>第22条</u> この会は、規約<u>第9条</u>（共済金受取人）第3項に定める代表者が【<b>削除</b>】共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。</p>	<p>(共済金受取人が複数いる場合の取扱い)</p> <p><u>第25条</u> この会は、規約<u>第8条</u>（共済金受取人）第3項に定める代表者が<u>同順位</u>の共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。</p>
<p>(移行契約における発効前の共済事故の取扱い)</p> <p><u>第23条</u> この会は、<u>第15条</u>（移行契約）および生命共済事業細則<u>第18条</u>（移行契約）に定める移行の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、この共済について規約<u>第23条</u>（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）<u>第1項および第2項</u>を準用し、共済期間中</p>	<p>(移行契約における発効前の共済事故の取扱い)</p> <p><u>第26条</u> この会は、<u>第17条</u>（移行契約）および生命共済事業細則<u>第21条</u>（移行契約）に定める移行の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、この共済について規約<u>第20条</u>（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）【<b>挿入</b>】を準用し、共済期間中の事由とみ</p>

新条文	旧条文
の事由とみなして共済金を支払います。	なして共済金を支払います。
<p>(火災等および風水害等の定義)</p> <p><b>第24条</b> 【以下略】</p>	<p>(火災等および風水害等の定義)</p> <p><b>第27条</b> 【以下略】</p>
<p>(居住している住宅の定義)</p> <p><b>第25条</b> 規約<b>第39条</b> (住宅災害共済金) 第1項および第2項に定める「居住している住宅」とは、被共済者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家、借家、借間を問いません。</p> <p>2. 被共済者が集合住宅または借間に居住している場合において、「居住している住宅」とは、被共済者の占有部分とします。</p>	<p>(居住している住宅の定義)</p> <p><b>第28条</b> 規約<b>第36条</b> (住宅災害共済金) 第1項および第2項に定める「居住している住宅」とは、被共済者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家、借家、借間を問いません。</p> <p>2. 被共済者が集合住宅または借間に居住している場合において、「居住している住宅」とは、被共済者の占有部分とします。</p>
<p>(住宅災害共済金額の適用)</p> <p><b>第26条</b> 規約<b>第39条</b> (住宅災害共済金) 第1項および第2項における共済金額は、共済事故が発生した時の契約の共済金額とします。</p>	<p>(住宅災害共済金額の適用)</p> <p><b>第29条</b> 規約<b>第36条</b> (住宅災害共済金) 第1項および第2項における共済金額は、共済事故が発生した時の契約の共済金額とします。</p>
<p>(住宅災害の程度)</p> <p><b>第27条</b> 規約<b>第39条</b> (住宅災害共済金) 第3項に定める火災等および風水害等による全焼・全壊・流失、半焼・半壊、一部焼・一部(損)壊、床上浸水の損害の程度の認定基準は、それぞれ次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 全焼・全壊・流失とは、焼破損割合が70%以上となったとき、または建物が流失したときをいい、焼破損の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。</p> <p>(2) 半焼・半壊とは、焼破損割合が20%以上70%未満となったときをいいます。</p> <p>(3) 一部焼・一部(損)壊とは、焼破損割合が20%未満で</p>	<p>(住宅災害の程度)</p> <p><b>第30条</b> 規約<b>第36条</b> (住宅災害共済金) 第3項に定める火災等および風水害等による全焼・全壊・流失、半焼・半壊、一部焼・一部(損)壊、床上浸水の損害の程度の認定基準は、それぞれ次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 全焼・全壊・流失とは、焼破損割合が70%以上となったとき、または建物が流失したときをいい、焼破損の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含みます。</p> <p>(2) 半焼・半壊とは、焼破損割合が20%以上70%未満となったときをいいます。</p> <p>(3) 一部焼・一部(損)壊とは、焼破損割合が20%未満で</p>

新条文	旧条文
<p>あり、建物または家財の損害額の合計が20万円以上となったときをいいます。</p> <p>(4) 床上浸水とは、前3号に該当せず、豪雨等により床面以上に浸水（土砂の流入を含みます。）したときをいいます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>5. 第1項の家財の損害額の算出にあたって対象となるものは、家財のうち、次の各号をいずれも満たすものをいいます。</p> <p>(1) 被共済者が日常生活を営むために居住している住宅と同一敷地内に存在するものであること</p> <p>(2) 被共済者または被共済者と同居する親族が、日常生活に必要とするもの<u>と認められるもの</u>であること</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>あり、建物または家財の損害額の合計が20万円以上となったときをいいます。</p> <p>(4) 床上浸水とは、前3号に該当せず、豪雨等により床面以上に浸水（土砂の流入を含みます。）したときをいいます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>5. 第1項の家財の損害額の算出にあたって対象となるものは、家財のうち、次の各号をいずれも満たすものをいいます。</p> <p>(1) 被共済者が日常生活を営むために居住している住宅と同一敷地内に存在するものであること</p> <p>(2) 被共済者または被共済者と同居する親族が、日常生活に必要とするもの〔挿入〕であること</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(損害額算出の対象とならないもの)</p> <p><u>第28条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(損害額算出の対象とならないもの)</p> <p><u>第31条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(焼破損割合の計算)</p> <p><u>第29条</u> <u>第27条</u> (住宅災害の程度) の焼破損割合は次の算式で計算し、いずれか大きい方をその焼破損割合とします。</p> <p>(1) 建物の損害額で算出する場合</p> $\text{建物評価額} = \text{建物延床面積} \times \text{坪当たり建築基準額}$ $\text{焼破損割合} (\%) = \text{建物の損害額} \div \text{建物評価額} \times 100$ <p>(2) 家財の損害額で算出する場合</p> $\text{家財評価額} = \text{世帯主年齢別、家族人数別家財基準額}$ $\text{焼破損割合} (\%) = \text{家財の損害額} \div \text{家財評価額} \times 100$ <p>〔以下略〕</p>	<p>(焼破損割合の計算)</p> <p><u>第32条</u> <u>第30条</u> (住宅災害の程度) の焼破損割合は次の算式で計算し、いずれか大きい方をその焼破損割合とします。</p> <p>(1) 建物の損害額で算出する場合</p> $\text{建物評価額} = \text{建物延床面積} \times \text{坪当たり建築基準額}$ $\text{焼破損割合} (\%) = \text{建物の損害額} \div \text{建物評価額} \times 100$ <p>(2) 家財の損害額で算出する場合</p> $\text{家財評価額} = \text{世帯主年齢別、家族人数別家財基準額}$ $\text{焼破損割合} (\%) = \text{家財の損害額} \div \text{家財評価額} \times 100$ <p>〔以下略〕</p>
<p>〔削除〕</p>	<p><u>(契約者割戻金の割当方法および支払方法)</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>第33条 規約第45条（契約者割戻金）に定める割戻金の割り当ておよび支払いは、別に定める「割戻金割当規則」および「割戻金支払規則」によりおこないます。</u></p>
<p><u>（契約者割戻金の割り当て）</u>  <u>第30条 生命共済事業規約第138条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効な共済契約」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第29条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>
<p><u>（契約者割戻金の支払方法）</u>  <u>第31条 規約第48条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</u>  <u>（1）この会の会員の組合員出資金への振り替え</u>  <u>（2）共済掛金振替口座への振込みによる支払い</u>  <u>（3）共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</u>  <u>（4）この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</u>  <u>（5）第34条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</u>  <u>2. 規約第48条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金は、この会より直接、またはこの会の会員を経由して、共済契約者に支払います。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>
<p><b>【インターネット扱い】</b>  <u>（電磁的方法による共済契約の申込み）</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>

新条文	旧条文
<p><u>第 32 条 共済契約申込者は、規約第 12 条（共済契約の申込み）第 1 項に定める共済契約申込書に代え、この会の定める電磁的方法により共済契約の申込み手続きをおこなうことができます。</u></p> <p><u>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第 21 条（共済掛金の口座振替）第 4 項の規定にかかわらず、払い込みできなかった共済掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第 3 項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</u></p> <p><u>3. 第 1 項に規定する共済契約の申込み手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>（1）共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」といいます。）に規約第 12 条（共済契約の申込み）に定める事項を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>（2）共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した告知事項に対し、事実を正確に入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>（3）この会は前 2 号で入力された事項の受信をもって、共済契約申込書が提出されたものとみなし、この日を共済契約申込書提出の日とみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法または書面で共済契約申込者に通知します。</u></p> <p><u>4. 本条による申込み手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の申込みに対応している場合限りおこ</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>なうことができます。</u></p>	
<p><u>(電磁的方法による共済契約の手続き)</u></p> <p><u>第 33 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会所定</u> <u>の書類またはこの会が定める書式の提出に代えて、次</u> <u>項、第 3 項または第 4 項に定める方法により手続きをおこ</u> <u>なうことができます。</u></p> <p><u>(1) 規約第 10 条 (共済金受取人の代理人) 第 1 項に定め</u> <u>る指定代理請求人の指定または変更</u></p> <p><u>(2) 規約第 34 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定め</u> <u>る住所の変更</u></p> <p><u>(3) 規約第 34 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定め</u> <u>る共済契約者等の氏名の変更</u></p> <p><u>2. 前項第 1 号に規定する指定代理請求人の指定または変更</u> <u>の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として</u> <u>提示した契約情報画面等に指定または変更したい指定</u> <u>代理請求人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信</u> <u>します。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済</u> <u>契約者から通知があったものとみなします。この場合、</u> <u>この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知</u> <u>を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知しま</u> <u>す。</u></p> <p><u>3. 第 1 項第 2 号に規定する住所変更の手続きは、次の各号</u> <u>に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として</u> <u>提示した契約情報画面等に変更後の住所を入力し、この</u> <u>会に送信します。</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p> <p><u>4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p> <p><u>5. 本条による手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の手続きに対応している場合に限ります。</u></p>	
<p><u>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</u></p> <p><u>第34条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」(以下、総じて「電子マネー等への振替」といいます。)とすることができます。</u></p> <p><u>2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(重複の回避)</u></p> <p><u>第35条 第32条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>共済契約の申込みが規約第12条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」による共済契約の申込みと重複するときは、第32条を適用します。</u></p> <p><u>2. 第33条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第34条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第33条を適用します。</u></p>	
<p><b>〔削除〕</b></p>	<p><u>（運用規程）</u>  <u>第34条 この細則に規定するもののほか、共済契約について必要な事項は、運用規程で定めます。</u></p>
<p>（共同引受制度での適用日の取扱い）  <u>第36条</u> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（共同引受制度での適用日の取扱い）  <u>第35条</u> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（改 廃）  <u>第37条</u> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（改 廃）  <u>第36条</u> <b>〔以下略〕</b></p>
<p><u>付則</u>  <u>（2019年（令和元年）5月30日細則一部改正）</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>1. この細則は2019年9月1日より施行します。</u>  <u>2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>